

常陸大宮市健康づくりポイント事業

応援企業募集要項

常陸大宮市健康推進課

(趣旨)

第1条 市民の運動習慣の定着や、健康寿命の延伸を目的として市が実施する常陸大宮市健康づくりポイント事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業の趣旨に賛同する企業（以下「応援企業」という。）との相互協力により事業の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の相互協力とは、本事業に要する物品（以下「協賛物品」という。）を応援企業が無償で提供し、市が市ホームページ及びアプリ（茨城県公式健康推進アプリ「元気アッパ！りいばらき」をいう。）等により、応援企業の名称及び協賛物品の内容を紹介する取組をいう。

(要件)

第3条 応援企業は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 茨城県内で事業を営む法人その他の団体であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 本市の市税を滞納している者

イ 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの関係者と密接に関わりを持つ者

エ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

オ 法律に定めのない医療類似行為を営む者

(登録手続)

第4条 応援企業としての登録を希望する者は、常陸大宮市健康づくりポイント事業応援企業申込書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定により登録した協賛物品に変更が生じたときは、常陸大宮市健康づくりポイント事業景品内容変更届出書（様式第2号）を市長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、応援企業が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の登録を取り消すものとする。

(1) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽り又は不正な手段で前条の登録を行ったとき。

(3) その他市長が登録の取消しが必要であると認めたととき。

(その他)

第6条 本要項に記載されていない事項に関しては、協議により決定する。

附 則

この要項は、令和8年6月1日から施行する。